

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日は休刊）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
九年四月一日道路の位置を指定したので、同規則第十条
の規定により告示する。

昭和三十九年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◆指示 道路の位置の指定
保安林の解除予定
- ◆公告 健康保険法による保険医療機関の指定
教育職員の免許状の授与
職業訓練指導員試験の合格者

申請人の住所氏名

米子市両三柳一、七七
七番地 木村 一 彦

西伯郡伯仙町泉二九二
番地 岡 本 義 雄

米子市西福原六〇四番
地の二

道路の位置の指定場所

米子市上後藤字古地東通一二番九

米子市両三柳字空地市庵道添南一〇九四番二の一部

米子市本福原字前田畷西四八三番の一部
四四八四番の一部
四八五番の一部

道路の幅員及び延長

幅員 四メートル
延長 八九・八五メートル

幅員 四メートル
延長 六九メートル

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
湖東 医院	鳥取市湖山町下浜一三〇ノ一六	内科、婦人科、産科	繩田 昌平	昭和三十九年三月十四日	乙表点数表
江戸耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七の一	耳鼻咽喉科、気管食道科	江戸 健也	〃	一日
垣田 医院	倉吉市東岩倉町二、二七八	内科	垣田堅太郎	〃	〃
森本歯科医院	明治町	歯科	森本 郁雄	〃	十四日 歯科点数表

鳥取県告示第二百一十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、教育職員免許法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類

種類	番号	氏名	本籍地
幼稚園助教諭免許状	昭三七幼助 第一三〇号	松本 米子	鳥取県
〃	昭三八幼助 第一八〇号	高野須磨子	〃
小学校教諭二級普通免許状	昭三八小二普第一〇号	戸田由喜江	〃

公 告

昭和39年3月15日及び16日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和39年4月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職 種	氏 名	加 點	名
版 金 工	三好 康明	加島 悠	要
〃	石川 修三	戸杉	要
〃	但見 正利	西尾 茂	要
自動車整備工	村山 哲二	田中 幸人	要
〃	小柴 虎夫	園岡 秀明	要
〃	岡村 正允	村田 定雄	要
〃	谷口 規	玉木 義郎	要
〃	川戸 重利	岡崎 収	要
〃	沢田 美昭	岡本 正幸	要
〃	松井 文雄	岡本 正幸	要
〃	長尾 等	木下 清	要
〃	安田 善美	木下 清	要